

報告第 1 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 月 29 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(建設部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 2 年 1 2 月 2 8 日
	相 手 方	豊川市在住の 5 0 代男性
	損害賠償の額	1 8 2 , 6 8 3 円
	概 要	令和 2 年 1 0 月 2 0 日午後 4 時頃、豊川市長沢町栗原 5 4 番 4 地先の国道交差点において、職員の運転する自動車相手が相手の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(都市整備部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 2 年 1 2 月 2 8 日
	相 手 方	豊橋市在住の 3 0 代男性
	損害賠償の額	7 5 3 , 8 8 1 円
	概 要	令和 2 年 9 月 1 2 日午後 3 時頃、豊川公園において、折れた木の枝が相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

(消防本部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 2 年 1 2 月 1 8 日
	相 手 方	愛知県豊川警察署
	損害賠償の額	7 5 , 9 0 0 円
	概 要	令和 2 年 9 月 2 9 日午後 8 時 3 0 分頃、豊川市諏訪 1 丁目 1 2 0 番の市道において、消防団員の運転する自動車が相手方の所有する道路標識に接触し、当該道路標識の一部が破損した。